

大分県報

令和六年
第五〇四号
四月二十六日

（金曜日）

目次

告示

指定市町村事務受託法人の指定	一
瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の設置許可申請	一
令和五年度臨時種畜検査に合格した種畜	四
土地改良区の定款変更認可（二件）	四
県営土地改良事業施行申請適当の決定及び縦覧	四
区画漁業（真珠養殖）の免許	四
道路区域の変更	六
選挙管理委員会告示	六
個人演説会等を開催することができる公営施設を指定した旨の報告	六
労働委員会告示	七
大分県労働委員会あつせん員候補者に関する告示の一部改正	七
訓令 甲	七
大分県部長会議設置規程の一部改正	七
競争入札参加者の資格に関する公示（二件）	七
一般競争入札の実施（二件）	九
正誤	九
令和六年三月二十九日付け大分県報号外（二二）に登載の大分県規則第四十八号（大分県会計規則の一部改正）中の訂正	一四

告示

大分県告示第二百三十九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第二十四条の二第一項の規定により、次のとおり指定市町村事務受託法人を指定した。

令和六年四月二十六日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 事務所の名称

おおいた介護認定調査センター

二 事務所の所在地

大分市府内町三丁目四番二十号 大分恒和ビル四階

三 申請者の名称

株式会社アール・ツーエス

四 申請者の主たる事務所の所在地

福岡県福岡市南区井尻四丁目二番一号 関ビル一階

五 申請者の代表者の氏名

森 慎吾

六 指定年月日

令和六年四月三日

七 受託事務の種類

要介護認定調査事務

八 居宅サービス等の提供の有無

なし

大分県告示第二百四十号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項の規定により、

次のとおり特定施設の設置の許可申請があつた。

なお、次のとおり当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果

に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を縦覧に供する。

令和六年四月二十六日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 申請の概要

1 申請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名

東京都港区浜松町二―四―一

オリックス・ホテルマネジメント株式会社

令和六年四月二十六日

大分県報（告示）

項目	一日当たりの排出水量		排水口名	5 排出水の量及び汚染状態の値	汚水等の汚染状態の値							項目	汚水等の一日当たりの量		使用の季節的変動	一日当たりの使用時間	使用時間間隔	使用開始予定年月日	工事完成予定年月日	主 要 寸 法
	単位	m ³ /日			単位	大腸菌群数	りん含有量	窒素含有量	浮遊物質	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量		水素イオン濃度	単位						
通常	102	通常	No. 3	1	1	1	300	120	260	5.8 ~ 8.6	18	通常	なし	24時間	連続	既設	既設	1		
最大	142	最大		以下	1	1	60	65	190	5.9 ~ 8.5	18	最大	24時間	連続	既設	既設	既設	1		
				3,000	1	1	300	120	260	5.8 ~ 8.6	22	最大	24時間	連続	既設	既設	既設	1		
通常	410	通常	No. 6	3,000以下	5以下	15以下	20以下	20以下	20以下	5.9 ~ 8.5	1,636	通常	冷却水、空調ドレン水のみ							
最大	520	最大		3,000	10以下	30以下	30以下	30以下	30以下	5.8 ~ 8.6	2,552	最大								
				3,000	10以下	30以下	30以下	30以下	30以下	5.8 ~ 8.6	2,552	最大								

令和六年四月二十六日

大分県報(告示)

汚水の生物化学的酸素要求量	mg/L	二〇以下	三〇以下
等の化学的酸素要求量	mg/L	二〇以下	三〇以下
汚染状態の浮遊物質含量	mg/L	二〇以下	三〇以下
窒素含有量	mg/L	一五以下	三〇以下
りん含有量	mg/L	五以下	一〇以下
大腸菌群数	個/cm	三、〇〇〇以下	三、〇〇〇

二 事前評価に関する書面の縦覧期間及び縦覧場所

1 縦覧期間

令和六年四月二十六日から同年五月十七日まで

2 縦覧場所

大分県生活環境部環境保全課及び別府市役所

大分県告示第二百四十一号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第一号の規定による令和五年度の臨時種畜検査に合格した種畜は、次のとおりである。

令和六年四月二十六日

大分県知事 佐藤 樹一郎

種畜証明書番号	名前	品種	検査成績
32344990023	TW4945	その他	級外
32344990024	TW5214	その他	級外
32344990025	TW5248	その他	級外
32344990026	TW4571	その他	級外

大分県告示第二百四十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。

令和六年四月二十六日

大分県知事 佐藤 樹一郎

土地改良区名	所在地	認可年月日
	大分県知事 佐藤 樹一郎	

杵築市土地改良区 杵築市 令和六年四月二十六日

大分県告示第二百四十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。

令和六年四月二十六日

大分県知事 佐藤 樹一郎

土地改良区名	所在地	認可年月日
昭井井路土地改良区	大分市	令和六年四月二十六日

大分県告示第二百四十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十六条第一項の規定により、世利川井路土地改良区理事長太田富雄からの県営土地改良事業施行申請を適当と決定し、同法第八十七条第一項の規定により土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内

に知事に対し審査請求をすることができる。

令和六年四月二十六日

事業名	地区名	縦覧期間	縦覧場所
県営防災重点農業用ため池等整備事業	片野溜池地区	令和六年四月二十六日から令和六年五月二十六日まで	由布市役所

大分県告示第二百四十五号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十九条第一項の規定により、令和六年四月一日付けをもって次のとおり区画漁業（真珠養殖）を免許したので公示する。

令和六年四月二十六日

大分県知事 佐藤 樹一郎

海区漁場計画の漁業権者の住所及	大分県知事 佐藤 樹一郎
-----------------	--------------

公示の際の漁場 計画番号	免許番号	び氏名又は名称	免許の内容	条件	存続期間
区第二五九〇号	区第二五九〇号	白杵市大字戸室五 五三番地の二 小坂 英樹	令和五年九月二 十六日付け大分 県告示第四百十 号（以下「告 示」という。） のとおり。	同上	令和六年四 月一日から 令和十六年 三月三十一 日まで
区第二五九一号	区第二五九一号	白杵市大字戸室五 五三番地の二 小坂 英樹	告示のとおり。	同上	同右
区第二七九〇号	区第二七九〇号	白杵市大字大浜一 一四七番地の五 有限会社磯和真珠 代表取締役 磯和 秀通	告示のとおり。	同上	同右
区第二七九二号	区第二七九二号	佐伯市大字霞ヶ浦 五五六番地の二 有限会社オーハタ パール 代表取締役 大島 美津子	告示のとおり。	同上	同右
区第二七九三号	区第二七九三号	白杵市大字大浜一 一四七番地の五 有限会社磯和真珠 代表取締役 磯和 秀通	告示のとおり。	同上	同右
区第二八九〇号	区第二八九〇号	津久見市大字長目 二一五番地の四 株式会社上甲真珠	告示のとおり。	同上	同右

区第二八九七号	区第二八九七号	津久見市大字長目 二一五番地の四 株式会社上甲真珠 代表取締役 上甲 利則	告示のとおり。	同上	同右
区第二八九六号	区第二八九六号	佐伯市蒲江大字畑 野浦二七九番地一 山田 博美	告示のとおり。	同上	同右
区第二八九一号	区第二八九一号	佐伯市蒲江大字畑 野浦一六四番地 一 富高 秀一	告示のとおり。	同上	同右
区第三三九二号	区第三三九二号	佐伯市大字霞ヶ浦 五五六番地の二 有限会社オーハタ パール 代表取締役 大島 美津子	告示のとおり。	同上	同右
区第三三九〇号	区第三三九〇号	佐伯市大字霞ヶ浦 五五六番地の二 有限会社オーハタ パール 代表取締役 大島 美津子	告示のとおり。	同上	同右
区第三五九〇号	区第三五九〇号	佐伯市大字霞ヶ浦 五五六番地の二 有限会社オーハタ パール 代表取締役 大島 美津子	告示のとおり。	同上	同右
区第三九九一号	区第三九九一号	佐伯市蒲江大字畑 野浦二七七番地 松田 真稔	告示のとおり。	同上	同右

令和六年四月二十六日

大分県報(告示)

五

令和六年四月二十六日

大分県報（告示・選管委告示）

六

大分県選挙管理委員会告示第十七号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第三項の規定により、個人演説会等を開催することができるが、次（昭）の施設を指定した旨佐伯市選挙管理委員会から報告があった。

令和六年四月二十六日

大分県選挙管理委員会委員長 一木俊廣

区第三九九二号	区第三九九二号	佐伯市鶴見大字羽出浦八四七番地 西詰 真司	告示のとおり。	同上	同右
区第三九九三号	区第三九九三号	佐伯市鶴見大字羽出浦八四七番地 西詰 真司	告示のとおり。	同上	同右
区第三九九四号	区第三九九四号	佐伯市鶴見大字羽出浦八四七番地 西詰 真司	告示のとおり。	同上	同右

大分県告示第二百四十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和六年四月二十六日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和六年四月二十六日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長
県道西有田豆田線	日田市大字有田字小金田四五七番七地先から 日田市大字有田字上小金田一六七〇番五まで	前	一五・〇 メートル	二二八・〇 メートル
		後	一五・〇 四・八	七四・五

○選挙管理委員会告示

施設の名称	所在地	施設の管理者	施設		指定年月日
			面積	収容可能人員	
佐伯市大入島地域コミュニティセンター	佐伯市大字久保浦一〇五九番地一三	佐伯市長	五八三・〇〇平方メートル	六〇〇人	令六・四・一
佐伯市下堅田地域コミュニティセンター	佐伯市大字堅田五九七五番地一	佐伯市長	四六九・六二平方メートル	四七〇人	令六・四・一
佐伯市木立地域コミュニティセンター	佐伯市大字木立八九〇番地	佐伯市長	三四〇・〇〇平方メートル	三二四人	令六・四・一
佐伯市上浦地域コミュニティセンター	佐伯市上浦大字浅海井浦一四四番地五	佐伯市長	一、七九四・九八平方メートル	一、九〇二人	令六・四・一
佐伯市本匠地域コミュニティセンター	佐伯市本匠大字宇津々二〇〇一番地	佐伯市長	一、一七三・三二平方メートル	一、二四〇人	令六・四・一
佐伯市本匠地域コミュニティセンター西分館	佐伯市本匠大字堂ノ間一〇六六番地	佐伯市長	七七四・〇〇平方メートル	九二八人	令六・四・一

○労働委員会告示

大分県労働委員会告示第五号

大分県労働委員会あつせん員候補者に関する告示（令和六年大分県労働委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

令和六年四月二十六日

大分県労働委員会会長 深田茂人

寺司 志保美	大分県労働委員会使用者委員 株式会社環境整備産業専務取締役	令 六・二・二七
寺司 志保美	大分県労働委員会使用者委員 株式会社別府衛生公社代表取締役	令 六・二・二七

○訓令

大分県訓令甲第二十二号

大分県部長会議設置規程（昭和四十六年大分県訓令甲第十三号）の一部を次のように改正する。

令和六年四月二十六日

大分県知事 佐藤樹一郎

第三条第二項中「生活環境部防災局長」を「企画振興部交通政策局長、生活環境部防災局長、商工観光労働部観光局長」に改める。

附則

この訓令は、公示の日から施行する。

○公 告

令和六年四月二十六日

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三十七十二号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

令和六年四月二十六日

大分県知事 佐藤樹一郎

- 調達をする物品等の種類
免許AP搭載専用端末等賃貸借契約
 - 競争入札の参加者の資格
1 次の(一)から(六)までのいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。
(一) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ているものを除く。）又は破産者で復権を得ないもの
(二) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
(三) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和二年大分県告示第三百二十六号。以下「告示」という。）第九条第一項の規定により競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過していない者
(四) 営業に関し、許可、認可等が必要とする場合において、これを得ていない者
(五) 国税又は大分県税を滞納している者
(六) 資格審査の申請を行う日（以下「申請日」という。）の属する月の前月の末日（以下「基準日」という。）において継続して事業を営んでいる期間が二年未満である者（基準日において継続して二年以上事業を営んでいた者から、当該事業に係る営業の全部又は一部を承継した者を除く。）
- 2 資格審査事項については、次のとおりとする。
- 営業年数（基準日までの営業年数をいう。）
 - 営業実績（申請日の直前の決算期から一年前までの間の事業年度（当該事業年度の決算が申請日までに確定しない場合は、決算の確定している事業年度。以下「基準年度」という。）の販売実績や契約実績をいう。）
- (三) 経営規模
イ 従業員数（基準日における営業に従事する者の数をいう。）

大分県報（労働委告示・訓令甲・公告）

ロ 自己資本額（基準年度の決算における自己資本金の額をいう。）
 (四) 経営比率（基準年度の決算における流動比率、自己資本固定比率及び利益率をいう。）
 (五) その他知事が必要と認める事項

三 競争入札を希望する者の資格審査申請の方法等

1 申請の方法

入札参加資格のない者で入札を希望するものは、県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

2 申請書の提出先及び問合せ先

大分県会計管理局用度管財課物品調達班

〒八七〇―八五〇―一 大分市大手町三丁目一番一号

電話 ○九七―五〇六―二九五七

3 申請の時期

令和六年四月二十六日から同年五月二十一日までとする。

なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

四 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格を取得した日から令和六年九月三十日までとする。

2 更新手続

令和六年十月一日以後、入札参加資格を得ようとする者は、告示に基づく入札参加資格の審査の申請（同年七月に申請受付）を行うものとする。

五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

1 申請書の交付場所

三の2に同じ。

2 インターネットによる入手

大分県ホームページ <https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2022.html>

六 入札参加資格の取消し等

1 入札参加資格を有する者が次の(一)から(四)までのいずれかに該当する場合その他知事が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又は三年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことがある。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第二項に規定す

る者に該当すると判明した場合

(二) 二の1の(一)から(五)までの事由のいずれかに該当する者と判明した場合

(三) 資格審査の申請書（変更届を含む。）及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載したことが判明した場合

(四) 廃業等の届出又は入札参加を希望している業種等の全てを取り下げる届出を行った場合

場合

2 1の(一)から(三)までの事由により入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたときは、その旨を当該入札参加資格を有する者に通知するものとする。

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

令和六年四月二十六日

大分県立病院長 佐藤昌司

一 調達をする特定役務の種類

建築物清掃業務等

二 競争入札の参加者の資格

1 競争入札に参加することができない者

次の(一)から(六)までのいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。

(一) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）又は破産者で復権を得ない者

(二) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(三) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和二年大分県告示第三百二十六号。以下「告示」という。）第九条第一項の規定により、競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過していない者

(四) 営業に関し、許可、認可等が必要とする場合において、これを得ていない者

(五) 国税又は大分県税を滞納している者

(六) 資格審査の申請を行う日（以下「申請日」という。）の属する月の前月の末日（以

下「基準日」という。)において継続して事業を営んでいる期間が二年未満である者(基準日において継続して二年以上事業を営んでいた者から、当該事業に係る営業の全部又は一部を承継した者を除く。)

2 資格審査事項については、次のとおりとする。

- (一) 営業年数(基準日までの営業年数をいう。)
- (二) 営業実績(申請日の直前の決算期から一年前までの間の事業年度(当該事業年度の決算が申請日までに確定しない場合は、決算の確定している事業年度)(以下「基準年度」という。)の販売実績や契約実績をいう。)

(三) 経営規模

- (1) 従業員数(基準日における営業に従事する者の数をいう。)
- (2) 自己資本額(基準年度の決算における自己資本金の額をいう。)

(四) 経営比率(基準年度の決算における流動比率、自己資本固定比率及び利益率をいう。)

(五) 機械設備等(基準年度の決算における機械設備等の保有状況をいう。)(物品の製造、印刷及び修理等の請負を業とする者並びに県庁舎等の清掃業務に係る者に限る。)

(六) 設備保守管理業資格保有者数(基準日における大分県内の従業員のうち資格を有する者の数をいう。)(県庁舎等維持管理業務のうち設備の点検保守に係る資格に限る。)

(七) その他大分県立病院長が必要と認める事項

3 告示による入札参加資格を取得している者は、大分県立病院長が発注する県庁舎等維持管理業務に係る競争入札に参加する資格があるものとする。

三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

1 申請の方法
大分県立病院の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を大分県立病院長に提出するものとする。

2 申請書の提出先及び問合せ先

大分県立病院事務局会計管理課施設管理班
〒八七〇―八五一― 大分市豊饒二丁目八番一号
電話 ○九七―五四六―七三三―

3 申請の時期

令和六年四月二十六日から同年五月三十一日までとする。

なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

四 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

- 1 有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格を取得した日から令和六年九月三十日までとする。

2 更新手続

令和六年十月一日以後、入札参加資格を得ようとする者は、告示に基づき入札参加資格審査の申請(隔年七月に申請受付)を行うものとする。

五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

- 申請書の交付場所
三の2に同じ

六 入札参加資格の取消し等

1 入札参加資格を取得した者が次の(一)から(四)までのいずれかに該当する場合その他大分県立病院長が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又は三年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことができる。

- (一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合

- (二) 二の1の(一)から(五)までに掲げる者に該当すると判明した場合

- (三) 資格審査の申請書(告示第八条に規定する変更届を含む。)及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載したことが判明した場合

- (四) 廃業等の届出又は入札参加を希望している業種等の全てを取り下げる届出を行った場合

2 1により入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたときは、その旨を当該入札参加資格を取得した者に通知するものとする。

次のとおり一般競争入札に付するので公示する。
令和6年4月26日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の種類
免許A P搭載専用端末等貸借契約

(2) 借入期間

<p>令和7年3月1日から令和12年2月28日まで(60か月) (地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約) (3) 納入期限 令和7年2月28日 (4) 納入場所 大分県警察本部交通部運転免許課ほか17所在地 2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項 この調達については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。 (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。 (2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格(以下「競争入札参加資格」という。)を取得している者であること。 (3) この調達に係る営業に関し、許可、認可等が必要とする場合において、これを得ている者であること。 (4) この公告の日から8の(2)に掲げる開札の日時までの間に、競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。 (5) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。 ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) イ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。) ウ 暴力団員が役員となっている事業者 エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者 オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料等の購入契約等を締結している者 カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者 キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者 ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用して (6) 納入しようとする物品が仕様を満たすことを証明する書類等を令和6年6月5日</p>	<p>(水)午後5時15分までに大分県警察本部交通部運転免許課システム係に提出し、審査を受け、承認を受けた者であること。 3 入札参加申請の方法及び期間 入札参加を希望する者は、入札参加資格に係る「競争入札参加資格審査結果通知書」の写しを、令和6年6月5日(水)午後5時15分(必着)までに持参又は郵送により提出先に提出すること。 提出先 大分県警察本部交通部運転免許課システム係 〒870-0401 大分市大字松岡6687番地 電話 097-528-3000 内線 702-223 4 入札参加資格のない者で入札を希望するものの手続 競争入札参加資格審査申請書に必要な書類を添付して、次に掲げる時期及び場所に提出すること。 (1) 申請の時期 令和6年4月26日(金)から同年5月21日(火)まで(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。 (2) 申請書類の入手方法 大分県ホームページ(https://www.pref.oitajp/soshiki/20100/shikaku2022.html)より申請書類をダウンロードし、又は(3)に掲げる場所において交付を受けること。 (3) 申請書類の提出先及び問合せ先 大分県会計管理局用度管財課物品調達班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2957 5 契約条項を示す場所及び日時 (1) 場所 大分県警察本部交通部運転免許課システム係 〒870-0401 大分市大字松岡6687番地 電話 097-528-3000 内線 702-223 (2) 日時 令和6年4月26日(金)から同年6月5日(水)まで(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで 6 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨 (1) 使用言語 日本語 (2) 通貨 日本国通貨</p>
---	--

<p>7 入札書の提出場所及び提出期限</p> <p>(1) 提出場所 大分県警察本部警務部会計課用度係</p> <p>(2) 提出期限 令和6年6月11日(火)午前10時。ただし、郵送の場合は、同月10日(月)午後5時45分までに必着すること。</p> <p>8 競争入札及び開札の場所及び日時等</p> <p>(1) 場 所 大分県庁舎新館9階 会議室</p> <p>(2) 日 時 令和6年6月11日(火)午前10時</p> <p>(3) 再度入札 開札をした場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合は直ちにその場で、郵便による入札を含む場合は別に定める場所及び日時に行うものとする。</p> <p>9 入札保証金に関する事項</p> <p>免除する。</p> <p>10 契約保証金に関する事項</p> <p>契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p> <p>(1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。</p> <p>(2) 過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結するとともに、これらを全て誠実に履行し、かつ、将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>11 無効入札に関する事項</p> <p>大分県契約事務規則(昭和39年大分県規則第22号)第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。</p> <p>なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。</p> <p>(1) 金額の記載がないもの</p> <p>(2) 入札に関する条件に違反したもの</p> <p>(3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。</p> <p>(4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。</p> <p>12 最低制限価格に関する事項</p> <p>設定しない。</p> <p>13 入札説明書の交付に関する事項</p>	<p>(1) 交付場所 5の(1)に同じ。</p> <p>(2) 交付日時 5の(2)に同じ。</p> <p>14 落札者の決定の方法</p> <p>(1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をしたものを契約の相手方とする。</p> <p>(2) 落札となるべき同値の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かないものがあるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。</p> <p>15 入札に関する事務を担当する部局の名称及び所在地</p> <p>大分県警察本部警務部会計課用度係 〒870-8502 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-536-2131 内線 2263</p> <p>16 特約事項</p> <p>この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約であるため、契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、契約の相手方と契約を解除できるものとする。</p> <p>17 その他</p> <p>(1) 2の(5)に掲げる資格要件については、必要に応じ、大分県警察本部に照会する場合がある。</p> <p>(2) その他の詳細は、入札説明書による。</p> <p>(3) この調達は、世界貿易機関(WTO)に基づき政府調達に関する協定の適用を受ける。</p> <p>18 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of products to be rented Drivers license AP for Mounted Terminal etc</p> <p>(2) Time limit for tender 10:00 am. 11 June 2024</p> <p>(3) Office Drivers License Division, Oita Prefectural Police 6687 Matuoka, Oita city 870-0401</p>
---	---

Tel 097-528-3000

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

令和6年4月26日

大分県立病院長 佐 藤 昌 司

1 競争入札に付する事項

- (1) 特定役務の種類
建築物清掃業務等

- (2) 委託期間

令和6年7月1日から令和9年6月30日まで

(地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

- (3) 対象施設

大分県立病院

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本案件については、次に掲げる条件を全て満たしている者に限り入札参加を認める。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和2年大分県告示第326号）を得ている者のうち、建築物清掃業のA級に格付けされた者であること。3に記す競争入札参加資格のない者で入札を希望し資格審査申請を行う者にあつては、資格審査の結果建築物清掃業のA級に格付けされた者であること。

- (3) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号又は第8号に掲げる事業の都道府県知事の登録を受けている者

- (4) この公告の日から8に掲げる開札までの間に、大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る入札参加資格を有する者に対する指名停止等措置要領（令和2年大分県告示第507号）による指名停止の措置を受けていない者であること。

- (5) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員が役員となっている事業者

エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者

オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約等を締結している者

カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者

キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用してしている者

ク 競争入札参加資格に関する事項

上記2の(2)に掲げる入札参加資格のない者で入札を希望する者は、競争入札参加資格審査申請書に必要な書類を添付して、次に掲げる時期及び場所に提出すること。

なお、入札参加資格を得ている者のうち、建築物清掃業のB級に格付けされている者については、再度の申請を行うことはできないものとする。

- (1) 申請の時期
令和6年4月26日（金）から同年5月31日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

- (2) 申請書類の入手場所
下記(3)にて交付を受けること。

- (3) 申請書類の提出先及び問合せ先
大分県立病院事務局会計管理課施設管理班
〒870-8511 大分市豊饒二丁目8番1号 電話 097-546-7131

- (4) 契約条項を示す場所及び日時
(1) 場所
大分県立病院事務局会計管理課施設管理班
〒870-8511 大分市豊饒二丁目8番1号 電話 097-546-7131

- (2) 日時
令和6年4月26日（金）から同年5月31日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝

<p>日に関する法律に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時まで。</p> <p>5 入札参加条件 次の条件を全て満たしている者</p> <p>(1) 医療関連サービス事業者又は同等以上と大分県立病院長が認める者</p> <p>(2) 本公告の日から過去5年以内において、病床数が300床以上の病院と同様な契約実績を有する者</p> <p>6 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨</p> <p>(1) 使用言語 日本語</p> <p>(2) 通貨 日本国通貨</p> <p>7 入札書の提出場所及び提出期限</p> <p>(1) 提出場所 大分県立病院事務局会計管理課施設管理班</p> <p>(2) 提出期限 令和6年6月7日(金) 午前10時00分</p> <p>ただし、郵送の場合は、同月6日(木) 午後5時までに必着のこと。なお、郵送の場合は、書留郵便とする。</p> <p>8 開札の場所及び日時等</p> <p>(1) 開札場所 大分県立病院本館5階中央会議室</p> <p>(2) 開札日時 令和6年6月7日(金) 午前10時00分</p> <p>9 再度入札 開札した場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合は直ちにその場で、郵便による入札を含む場合は、別に定める場所及び日時に行うものとする。</p> <p>10 入札保証金に関する事項 免除とする。</p> <p>11 契約保証金に関する事項 免除とする。</p> <p>12 入札の無効 大分県契約事務規則(昭和39年大分県規則第22号)第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。 なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。</p> <p>(1) 金額の記載がないもの</p> <p>(2) 入札に関する条件に違反したもの</p>	<p>(3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。</p> <p>(4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。</p> <p>(5) 誤字及び脱字等により、必要事項が確認できないとき。</p> <p>(6) 入札金額、住所、氏名及び押印その他入札要件を認定しがたい入札 なお、氏名とは、法人代表者の入札の場合及び代理人入札の場合いずれも、商号又は名称及び代表者氏名をいう。</p> <p>13 落札者の決定の方法</p> <p>(1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内の価格で入札した者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。</p> <p>(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。</p> <p>14 その他</p> <p>(1) 本案件は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約に該当する。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、この契約は解除する。</p> <p>(2) 本案件は、世界貿易機関(WTO)に基づき政府調達に関する協定の適用を受ける。</p> <p>(3) その他の詳細は、入札説明書による。</p> <p>15 契約に関する事務を担当する部局の名称 大分県立病院事務局会計管理課施設管理班 〒870-8511 大分市豊饒二丁目8番1号 電話 097-546-7131</p> <p>16 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the services to be required Building Cleaning Services</p> <p>(2) Fulfillment period 1 July, 2024 – 30 June, 2027</p> <p>(3) Fulfillment Place Oita Prefectural Hospital</p> <p>(4) Time limit for tender 10:00 am, 7 June, 2024</p> <p>(5) Contact office for contract</p>
---	---

Facilities Management Section
Accounting Management Division
Oita Prefectural Hospital
2-8-1 Bunyou, Oita city 870-8511
TEL 097-546-7131

○正 誤

令和六年三月二十九日付け大分県報号外（二二）に登載の大分県規則第四十八号（大分県会計規則の一部改正）中の訂正

ページ	段	誤	正
一	上	左の誤のとおり	左の正のとおり

誤
大分県会計規則の一部を改正する規則

正
大分県会計規則の一部を改正する規則

大分県会計規則（昭和四十九年大分県規則第十号）の一部を次のように改正する。